

議案第 4 0 号

山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 0 年 6 月 7 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

本町の放課後児童支援員の基礎資格等について、対象を拡大するた
め、条例を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年山都町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

（4） 教職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

（10） 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が
適当と認めたもの

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年山都町条例第15号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 教職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、町長が適当と認めたもの</u></p> <p>4・5 (略)</p>